

裁 決 書

審査請求人

審査請求代理人

処 分 庁 健康福祉センター所長

審査請求人から平成 23 年 6 月 1 日付けで提起された生活保護申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

処分庁が平成 23 年 4 月 26 日付けで行った生活保護申請却下処分は、これを取り消します。

理 由

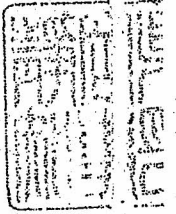
1 事実関係

調査したところ、次の事実が認められます。

- (1) 平成 23 年 3 月 28 日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、
を訪れ、数年間同居してきた男性（以下「支援者」という。）から家を出て行くよう言われているが、手持金及び収入がなく今後の生活ができないため生活保護を受けたい旨の相談をし、その場で生活保護申請書を提出した。
- (2) 平成 23 年 4 月 1 日、処分庁は、請求人の母である
（以下「請求人の母」という。）に電話し、請求人から保護申請があったことを説明し、請求人との交流状況等について聞き取りを行った。それによると、平成 22 年の夏以降、請求人の母や請求人の弟たちが
まで請求人を迎えに訪れ、
の実家まで二度連れ帰ったが、いずれも請求人が
の支援者の元へ戻ってしまったと経緯の説明を受けた。
- (3) 平成 23 年 4 月 4 日、処分庁は、請求人の母に対し、扶養照会書を郵送し

た。

- (4) 平成23年4月8日、処分庁は、請求人の母から扶養照会書に対する回答として郵送された同月7日付けの扶養届書（以下「扶養届書」という。）を収受した。当該扶養届出書には「精神的な支援は可、金銭的な支援は不可」と記載されていた。
- (5) 平成23年4月26日、処分庁は、請求人の生活保護申請の却下を決定（以下「本件処分」という。）し、翌27日、請求人に対し、生活保護申請却下通知書を手交した。当該処分の理由は、「申請者からの申出によれば、申請人は収入及び手持金がなく、頼るところもないために生活保護を受給したいとのことである。しかしながら、民法に定める扶養義務者である母・■■■■に扶養照会を行ったところ、主は昨年二度にわたり母や弟により■■■■まで連れ帰られたものの、その支援を一方向的に拒否し、現所在地へ戻ったとのことである。親族からの支援を拒否しておきながら現所在地に戻り、頼るところもなく生活困窮に陥ったため保護を受給したいとの申請人の申出は合理性に欠けるものである。また、生活保護法第4条2により、民法に定める扶養義務は保護に優先されるものであり、まずは扶養親族への支援を求めるべきである。よって、本申請を却下する。」であった。



2 請求人の主張

請求人は以下の大要のとおり主張し、保護申請却下処分の取消しを求めています。

- (1) 請求人の母は、年金生活者であるため、請求人を扶養する意思があつたとしても、経済的に扶養することはできない。
- (2) 請求人の実家には、請求人の母の他に、請求人の長弟及びその弟（以下「次弟」という。）が生活している。請求人の長弟は、定期的な収入を得ているが、請求人の母の収入は、年金であり、また、請求人の次弟の収入は、精神病を患っていることから、僅かな賃金である。そのため、現在、請求人の長弟が、これらの収入を管理運用しながら、事実上、一人で全員を扶養している。

請求人は、平成22年2月ころに、支援者からの援助の中断を告げられたことから、生活保護の申請をしたが、申請却下となり、また、審査請求もしたが、却下され、行き場を失った請求人は、平成22年6月ころ、入水自殺を図った。請求人は■■■■警察署に保護され、■■■■警察署から連絡を受けた請求人の母らが、請求人の身柄を引き取った。

請求人は、平成22年6月から一時的に親族と実家で同居をしたが、体力的能力的に仕事が全くできない状況が続いたため、請求人の長弟から「働かないのであれば、出ていってくれ。」「お前の面倒まではみられない。」「お前の面倒まで見て一生を終えたくない。」と長期的な援助を断られ、実

家を追い出された。その後、請求人は、これまで身を寄せていた支援者に再度懇願し、生活の援助を依頼した。そこで、支援者の自宅に身を寄せることとなった。

暫くすると、請求人の母が、平成22年9月に一人で請求人を迎えに来たため、請求人は、実家に移動し、再度、親族と同居生活をするようになった。

ところが、請求人の母は、請求人の長弟を説得しておらず、請求人も働くことができる状況ではなかったことから、再度、請求人の長弟に追い出された。

- (3) 却下の理由には、請求人が一方的支援を拒否したと記載されているが、請求人の長弟に追い出されたのであり、事実誤認である。処分庁の判断は、請求人の長弟との関係についての調査が不十分である。
- (4) また、処分庁は、請求人が請求人の母らの援助を一方的に拒否したとの理由で生活保護開始申請を却下したが、弁明書においては、請求人が一方的に親族の援助を拒否しておらず、請求人の長弟に家を追い出されたことを突然認める一方で、半年経過していれば、生活保護開始申請の直前に再度援助を求めるべきであり、これをしないことは却下の理由に該当すると主張し始め、明らかに主張を変遷させている。
- (5) 変遷後の処分庁の意見は、扶養義務者の扶養能力及び扶養意思の有無は、本来、処分庁が調査して判断すべきであるにもかかわらず、扶養を拒否している扶養義務者であっても、生活保護開始申請の直前に、申請者が再度、扶養の意思及び能力を確認しない限りは、その時点で生活保護開始申請を却下することは相当であるとの意見であり、処分庁の意見は、極めて杜撰な調査しかせず、その責任を請求人に転嫁するものである。

3 処分庁の主張

処分庁は、以下の大要のとおり主張し、請求棄却を求めています。

- (1) 請求人は、審査請求の理由として、請求人の母並びに請求人の長弟には扶養能力がないことを挙げているが、このことについては、扶養照会に対して請求人の母から金銭的援助は不可であるとの回答がされており、請求人の母の世帯に扶養能力がないことは処分庁も把握しているものである。
本件処分は、親族の扶養義務能力の可否によるものではなく、申請者である請求人が、扶養義務者に対して支援を求めていることを理由とするものである。
- (2) 請求人の扶養義務者については、結果的には扶養能力がないことが明らかとなっているが、申請時点においては、請求人が請求人の長弟に実家を追い出されてから、すでに約半年が経過しており、扶養義務者の扶養意思並びに扶養能力に変化が生じていた可能性があったわけであるから、請求

人は、まずは保護申請よりも前に扶養義務者に対して今一度支援を求めるべきであった。過去の経緯にとらわれず、今後に向けて請求人の長弟ら扶養義務者との関係修復を図り、支援を求めることを優先すべきであったと考える。

4 判断

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）は、生活保護制度の基本原理の一つとして保護の補足性を定めています。

法第 4 条第 1 項では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し、同条第 2 項では、「民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と規定しています。なお、民法第 877 条第 1 項では、「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。」と規定しています。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号 厚生事務次官通知）の第 5 では「要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう、要保護者を指導すること。また、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させること。この民法上の扶養義務は、法律上の義務であるが、これを直ちに法律に訴えて法律上の問題として取り運ぶことは扶養義務の性質上なるべく避けることが望ましいので、努めて当事者間における話し合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこと。」とされています。

- (2) まず、生活保護における扶養義務者による扶養について検討します。

法第 4 条第 2 項においては、「扶養義務者の扶養（略）は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする」と規定されており、同条第 1 項に定める保護の要件とは異なる位置付けのものとして規定されていることから、要保護者が、扶養請求権を行使しないことをもって、直ちに保護の要件に欠けると判断することは不適切であり、要保護者の扶養請求権の行使が保護の要件として位置付けられるためには、扶養義務者に扶養能力があり、かつ、扶養をする意思が明らかである場合であると解することが適切であると考えられます。

したがって、扶養義務者に扶養の能力及び意思があることが明らかではない場合においては、要保護者が扶養請求権を行使しないことをもって、保護の申請を却下することは、適切ではないと考えられます。

- (3) 次に、本件処分に係る請求人の母の扶養意思の有無について、検証します。

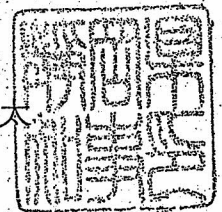
請求人の母は、平成22年中に2回、請求人を引き取り、請求人の母、長弟及び次弟と同居していたことが認められるものの、本件処分に係る平成23年3月28日付けの保護申請に対する「扶養届書」の内容は、「精神的な支援は可」、「金銭的な援助は不可」というものであり、また、請求人を引き取って扶養する旨の記載もないことから、請求人の母に請求人を扶養する能力及び意思があったと判断することはできません。

また、請求人の母以外の扶養義務者について、扶養能力があり、かつ、扶養の意思があることを確認できる証拠はありません。

- (4) 以上から、請求人の扶養義務者に請求人を扶養する能力及び意思があるとは認められないので、1の事実関係の(5)の理由によりなされた本件処分は、不適切な処分であり、取消しを免れないものと判断されるので、主文のとおり裁決します。

平成23年7月22日

審査庁 静岡県知事 川勝 平太



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした県を被告として(訴訟において県を代表するものは知事となります。)決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として(訴訟において県を代表するものは知事となります。)この裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)